

砂防管理情報の利活用について

財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 高梨和行 ○都築範仁
 京都大学大学院農学研究科 水山高久
 国土交通省 国土技術政策総合研究所 野呂智之

1. はじめに

平成13年度に施行された「土砂災害防止法」においては、基礎調査に基づいて警戒区域及び特別警戒区域の設定が行われている。この際、多くの都道府県は数値地図を使用して区域設定を行うことから、大量の電子情報が作成されることになり、その管理及び運用を適切かつ効率的に行うことが重要となる。同様に、従来から整備が進められている土砂災害危険箇所や砂防指定地、砂防設備等に関する情報も併せて一元的な管理を行うことにより、業務の高度化、効率化が図られると共に、迅速かつ的確な災害対応に資することが可能となる。

本報告では、これら砂防管理に関する情報について、GIS技術を活用して有効的に管理及び利活用する手法について紹介するものである。

2. 整備する情報の標準化

従来から5年に一度実施されている土砂災害危険箇所に関する調査については、「土砂災害危険箇所調査結果データベース作成マニュアル(案)」が策定され、データ構造に関する全国規模での規格統一が図られており、作成されたデータベースを用いて調査結果の効率的な利活用が行われている。

一方、砂防指定地や砂防設備に関する情報を電子データ化する場合は、全国規模の統一したデータ作成仕様が整備されておらず、必要に迫られた都道府県や直轄事務所がその都度データ構造等の仕様を決めているのが実態であり、関係機関との情報連携がスムーズに実施できない場合がある。

そこで、今後のデータ整備及び管理が効率的に行われることを目指して、当機構において砂防指定地管理情報ならびに砂防設備管理情報についての「台帳記載情報データ作成ガイドライン(案)」を作成している。

3. ガイドラインの概要

本ガイドラインは、「砂防指定地台帳等整備規則」に基づいて、「砂防指定地台帳」「砂防設備台帳」の調製の責務を負っている都道府県において適切に管理されることと、関係機関との情報が円滑に引き継がれ、共有化されることを目的として、管理情報の電子データ化方法とその仕様を定めている。

3.1 砂防指定地台帳編

<項目>

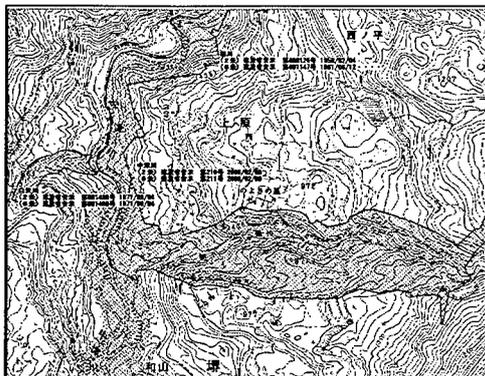
- ① 本ガイドラインの目的、適用範囲
- ② 作成するデータ形式、データ作成基本規則
- ③ データ仕様
 - ・ 砂防指定地台帳
 - ・ 砂防指定地地名、地番新旧対照表
 - ・ 砂防指定地台帳明細表
 - ・ 砂防指定地区域図
 - ・ 砂防指定地台帳附図
 - ・ 砂防指定地地番図

砂防指定地台帳

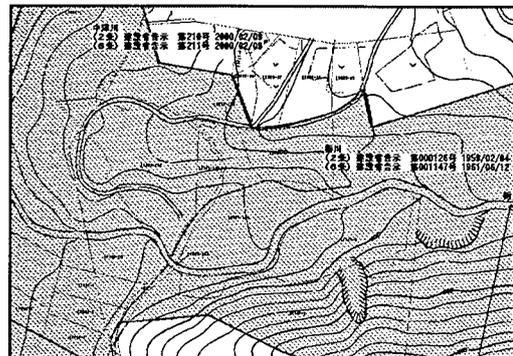
管理番号	河川名	流域名	区域	砂防指定地の指定年月日及び番号	面積(ha)	状況				備考	
						河川敷	山林	道路等	その他		
260	〇〇川	〇〇川	〇次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを結んだ線及び併せ1号と16号を結んだ線に囲まれた土地の区域	平成13年7月31日 建設省告示第1175号	0.39	0.16		0.10	0.09	0.14	河川の砂防指定地
				平成13年7月31日 建設省告示第1175号	0.39	0.16		0.09	0.04	河川の砂防指定地	

砂防指定地地名・地番新旧対照表

管理番号	河川名	流域名	告示の表示	現況の土地の表示(平成9年3月10日現在)		特記事項
				告示の表示	現況の土地の表示	
260	〇〇川	〇〇川	〇次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを結んだ線及び併せ1号と16号を結んだ線に囲まれた土地の区域	〇〇川	〇〇川	特記事項
				882番14	882番18	1号及び2号
				882番	882番2	3号
				887番地先河川敷	887番地先河川敷	4号
				887番地先河川敷	887番地先河川敷	5号
				888番23地先河川敷	888番23地先河川敷	6号及び7号
				888番23地先河川敷	816番1地先河川敷	8号及び9号
				816番1地先河川敷	816番1地先河川敷	10号
				816番1	816番1	11号
				816番1	816番4地先河川敷	12号及び13号
				816番1	816番12	14号及び15号
				816番5	816番12地先河川敷	16号
				816番5地先河川敷	816番5	16号
				816番5	816番5	16号



砂防指定地区域図



砂防指定地地番図

